

令和 7 年 1 月 1 7 日

文部科学大臣 殿

大阪教育大学 学長 岡本 幾子

札幌大学 学長 大森 義行

教育課程等特例認定大学等の認定に係る申請書

教育課程等特例認定大学等としての認定を受けたいので、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程(令和 4 年文部科学省告示第 131 号)第 2 条の規定に基づき、申請計画書及び教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第 1 条各号(第 4 号及び第 5 号を除く。)に掲げる基準に適合することを証する書類を添えて申請します。

申請計画書

申請目的	人口減少、Society5.0 時代、グローバル化など社会が急速に変化し、予測困難な時代を迎えつつある。学校現場もこのような社会の変化に対応し、子どもたちが豊かな創造力を備え、持続可能な社会の創り手として、社会の形成に参画するための資質・能力を確実に育成することが一層求められる。 これに伴い、教師は学校現場を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、子ども一人一人の学びを最大限引き出すことができる力、教科等横断的な視点で学習内容を組み立てられる力、先端技術を効果的に取り入れた ICT 活用指導力等を備えることが必要である。加えて、外国にルーツのある児童生徒、不登校児童生徒等が増加し続けており、子どもの多様なニーズに対応した学びを提供できる力の育成が重要な課題となっている。 このように教師に求められる役割や資質能力が変化する中、教職課程ではこれまでにない学習観・授業観の転換に資する教育の提供が求められている。 こうした状況の下、大阪教育大学は、国立の教員養成大学として、日本の教員養成の高度化をけん引する役割を担うべく、不断に教員養成カリキュラムの質の向上を図っている。特に令和 4 年 3 月には、「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体を変革していくためのけん引役の役割を果たすべく、文部科学省から教員養成フラッグシップ大学※（以下「フラッグシップ大学」という。）の指定を受け、先導的な教員養成プログラムや教職科目の開発・開講、成果の展開等に向けた取組を進めているところである。 一方、全国の教職課程を有する国公立大学、とりわけ開放性の下で教職課程認定を受けている大学においては、人的にも財政的にも資源が限られていることから、個々の大学単独では教職課程を維持することが極めて困難な状況が生じている。そのため、自大学の授業科目のみでなく、大学間の連携により他大学の教職課程で開設される授業科目も活用しながら、教職課程の一層の充実に資することが必要な時期にきている。 そこで、大阪教育大学と札幌大学では、大学設置基準における教育課程等に係る特例制度を適用し、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、大学間連携により連携大学の先導的な授業科目を自ら開設できる仕組みを構築する。
------	---

	札幌大学は、すべての学生が「地域共創学群」に所属し、急速に変化する現代の社会が抱える様々な課題に、広い視野と総合的な知識・判断力によって総合的に対処できる人材、地域において他者と共に新たな価値を創造する力を身につけた人材、参加と協働による持続可能な社会の実現に貢献する人材を育成している。同学群には8つの専攻（経済学、経営学、法学、英語、歴史文化、日本語・日本文化、スポーツ文化、リベラルアーツ）が包含されており、この中から主専攻を一つ選ぶこととしている。教職課程については、中学校教諭と高等学校教諭一種免許状（中学校は社会、英語、国語、保健体育、高等学校は商業、情報、地理歴史、公民、英語、国語、保健体育）に加えて、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害、肢体不自由、病弱）の所要資格取得のための認定課程を有している。令和6年度は、中学校6名、高等学校10名、特別支援学校8名、義務教育学校1名を学校現場に輩出している。 大阪教育大学は、教育職員免許法施行規則第4条及び第5条に規定する教科及び教職に関する科目、並びに、フラッグシップ大学の特例措置により先導的な教員養成プログラムとして開講する授業科目を提供する。これにより札幌大学は、提供を受けた授業科目を自らが開設する科目とすることが可能となる。 本連携により、札幌大学は、教職課程を効果的・効率的に展開するとともに、多様な子どものニーズに対応した先導的な教職科目の受講が可能となる。さらには、教育学部を持たない北海道の私大の中核となり質の高い教員の養成に貢献することができる。 大阪教育大学は、国立の教員養成大学として、「フラッグシップ指定科目」等の先導的な教職科目を広域的に普及・発信することで、地域全体の教員養成の質保証や高度化をけん引すること、ひいては、次世代の学校現場に求められている、学習観・授業観の転換を担う教師の拡充に貢献することで、両大学間のWin-winが確保できる。 また、教員養成全体にもたらす成果として、教職課程を有する大学が必ずしも自前ではなく、全国の知的資源を活用しながら効率的に教職課程の裾野を維持していく新たなモデルが確立する。これにより、全国の教育委員会において教師不足が深刻化する中、地域社会に多様な専門性と質の高い教師の安定供給が可能となる。 ※教員養成フラッグシップ大学 「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体の変革を牽引するため、①先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発、②全国的な教員養成ネットワークの構築と成果の展開、③取組の検証を踏まえた教職課程に関する制度の改善への貢献等の役割を担う。全国13大学の申請に基づき、本学を含む4大学が指定された。指定された場合の特例措置として、教育職員免許法施行規則に定める「教科及び教職に関する科目」の一部に代えて、大学が独自に科目を設定することが可能となっている。
--	--

先導的な教育を行う学部等	・大阪教育大学：教育学部学校教育教員養成課程の教職科目を提供 ・札幌大学：地域共創学群 人間社会学域（経営学専攻、法学専攻、英語専攻、歴史文化専攻、日本語・日本文化専攻、スポーツ文化専攻）において開講
先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定	大学設置基準第 19 条第 1 項
先導的な教育の実施内容	【教育課程編制の基本的考え方】 教職科目は、自大学での開設を原則とするが、大阪教育大学は教職科目並びに「フラッグシップ指定科目」を連携開設科目として札幌大学に提供する。札幌大学は、提供を受けた高度な専門性を有する科目を自大学科目として開設することで、教職課程をより安定・充実させることが可能となり、質の高い教師を輩出することが期待できる。 【授業科目】 教育職員免許法施行規則第 4 条及び第 5 条第 4 欄に規定する「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（「生徒指導の理論及び方法」・「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法）」に対応する科目として大阪教育大学は「生徒指導論（1 単位）」及び「進路指導論（1 単位）」を札幌大学に提供する。これに伴い、札幌大学が現在必修科目として開設している「生徒指導・進路指導論（2 単位）」は、これら連携開設科目 2 科目との選択必修に変更する。 札幌大学が当該 2 科目を開設することで、それぞれの科目の目標及び内容をより明確にし、担当教員の専門性が発揮される授業が展開されることが期待される。また、北海道の教育現場においても課題となっている、いじめ・不登校などの複雑化する生徒指導上の諸課題への対応、変化し続ける社会におけるキャリア形成を支えるための進路指導の理論及び方法について学修する機会となる。 加えて、大阪教育大学のフラッグシップ指定科目「ダイバーシティと教育（1 単位）」を教育職員免許法施行規則第 4 条及び第 5 条第 6 欄に規定する「大学が独自に設定する科目」に開設する。多様性とその価値について理解を深め、学校・地域との連携の中で、子どもの Well-being（福祉）の実現をめざす教員、学校現場における多文化共生の課題に対応できる教員を育成する。 また、科目提供を行った大阪教育大学は、札幌大学学生の学びの状況について、授業への参加度や課題レポート、成績分布や授業評価ア

	ンケート等を通じて自大学開設科目に係る教育の質の向上を図る。 【教育活動の概要】 札幌大学に開設する連携開設科目は、以下のとおり運用する。 ・ 3科目はオンライン（オンデマンド配信）開講とし、教職課程履修者に履修を許可する。 ・ 3科目の履修は札幌大学の在学生にも遡及適用し、令和8年度から実施する。 ・ 3科目の配当学年や開講期は大阪教育大学と札幌大学が協議し決定する。 【教育実施体制の確保】 大阪教育大学と札幌大学が連携協議会を設置し、本取組の質保証や運用方法等について協議する。 また、札幌大学は、教職課程におけるカリキュラムや科目の担当者に関する事項を所管する「札幌大学教職委員会」が中心となり、学修上のサポートを実施する。 【成績評価の際の留意点】 大阪教育大学と札幌大学では成績評価基準が異なるため、学生に不利益が生じないように連携協議会において成績評価基準及び方法等を検討する。
先導的な教育の実施が、当該先導的な教育を行わない場合に比して教育研究水準の向上に資する取組である根拠	課程認定を有する大学においては、教員免許状授与の所要資格を得させるために授業科目を自ら開設することが必須である。そこで、札幌大学が、大阪教育大学の教職科目を自大学開設科目として教職課程に配置し、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「大学独自に設定する科目」等として開設するためには、本特例制度を適用してこそ実現が可能であり、全国の教育学部を持たない大学の教職課程の充実、さらには質の高い教員の安定的養成に資するものである。 加えて、近年、学校現場を取り巻く環境の変化により、教師においては、多様な子どもへの対応、子ども一人一人の学びを最大限に引き出す力など、学習観・授業観の転換への対応が求められている。そのため、教職課程では幅広い内容の教育がこれまで以上に必要となっている。 こうした状況を踏まえ、フラッグシップ指定大学である大阪教育大学は、教育職員免許法施行規則に定める特例を適用し、次世代の教師に求められる資質能力の育成のために必要となる先導的な教職科目の開発を進め、令和6年度に大学独自による「フラッグシップ指定科目」として開講した。 しかしながら、多くの教職課程を有する国公立大学は、このよう

	な次世代型の授業科目を開設することは、人的・財政的リソースの点で困難な状況であることが想定される。 そこで、大学設置基準における教育課程等に係る特例制度を適用して、大阪教育大学が独自に開発した「フラッグシップ指定科目」をオンライン講義により、札幌大学も自ら開設できる仕組みの構築は、全国の教育学部を持たない大学においても先導的な教職科目の履修を可能とし、全国の教職課程の質の向上に資する取組といえる。
学生に対する適切な配慮のための具体的な措置	4月からの授業開始に先立ち、新入生ガイダンスを開催し、教育課程の内容や教職課程の履修方法などについて説明を行っており、その中で、本取組の説明を行う。 連携開設科目に関する修学上（講義等）の質問等については、教務担当においても、随時受け付け、直接授業担当教員への確認指示を行うなど意見聴取や相談受け付けの仕組みを整備する。 また、成績に関する疑義を受け付ける期間を設けており、成績の修正が必要な場合には、教員からの申し出に基づき修正を行う。
実施予定期間	令和8年4月～令和13年3月
先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画	本取組の目的を達成するため、自主的・組織的に教職課程の自己点検を実施する。 札幌大学は「札幌大学教職委員会」が中心に自己点検を行い、学長の責任の下、教育研究協議会（教授会）において教育効果等を検証する。教育効果等は、以下の指標を中心として検証する。なお、札幌大学の教職課程履修は毎年度、各学年60人程度を想定している。 ①連携開設科目の履修者数及び単位修得者数 「生徒指導論」及び「進路指導論」はオンライン開講のため、令和8年度は履修対象学生（主に3年次生を想定）の50%にあたる30人を目標とする。その後は、オンライン受講のサポートにより毎年10人ずつ履修者を増やし、令和11年度以降は履修対象学生全員が「生徒指導論」及び「進路指導論」を履修する。 「ダイバーシティと教育」は、札幌大学の「大学が独自に設定する科目」に開設し、教職課程履修者に対する選択科目として開講。選択科目のため令和8年度は15人を目標とするが、その後は、毎年5人ずつ履修者を増やし、令和11年度以降は履修対象学生（主に2年次生を想定）の50%にあたる30人の履修を目標とする。 なお、履修者に対する修学上のサポートを行い、連携開設科目を学ぶ学生の単位修得率は毎年100%を目標とする。

	②本取組を通して教員免許状を取得した学生数 連携開設科目を学ぶ学生全員の教員免許状取得を目標とする。目標人数は「生徒指導論」及び「進路指導論」の履修者数に連動し、令和9年度は30人、その後は毎年10人の増加を見込み令和12年度は60人とする。 ③本取組を通して取得が認められた教員免許状数 札幌大学の学生一人につき2件以上の教員免許状取得を想定している。取得が認められた教員免許状数は、「生徒指導論」及び「進路指導論」の履修者数に連動し、令和9年度は述べ60件、その後は毎年述べ20件程度の増加を見込み令和12年度は述べ135件以上を目標とする。 令和6年度末時点で札幌大学における教員免許状取得見込学生は60人、総取得見込免許状は述べ135件である。北海道内の教員採用状況を踏まえながら、本取組を通して地域社会に質の高い教師の安定供給を目指す。 加えて、教職を志す学生の意欲向上を図るため、モチベーションや連携開設科目への満足度等を測定するアンケートを実施する。 併せて、大阪教育大学と札幌大学の両大学間で教学の管理について協議するため連携協議会を設置し、本取組全般の点検評価を行う。点検評価の結果を踏まえ、教育内容及び方法の改善を図る。
--	---

注) 本申請計画書は4ページ以内を目安とし、必要な資料(例: 詳細情報や工程表など。様式自由)は別途添付すること。

教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第 1 条各号（第 4 号及び第 5 号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類

- 1 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること	大阪教育大学及び札幌大学は、教育研究活動等が適切な水準であることを自らの責任において検証するため、内部質保証体制を構築し、大学の各種活動について自己点検・評価を行い、大学全体の質保証に努めている。 (ホームページの URL) ・大阪教育大学 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/plan/hojin/hyoka.html ・札幌大学 https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/internal-quality-assurance.html
教育研究活動等の状況を積極的に公表していること	大阪教育大学及び札幌大学は、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等をホームページで公表している。 (ホームページの URL) ・大阪教育大学 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/joho/houtei/disclosure/gakkokyoiku172_2.html ・札幌大学 https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/disclosure.html

- 2 申請の日の直近の認証評価において適合認定を受けていること。

(ホームページの URL) ・大阪教育大学 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/plan/hojin/hyoka.html ・札幌大学 https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/evaluation.html なお、札幌大学における平成 29 年度大学機関別認証評価 評価報告書「4-3 自己点検・評価の有効性 (p12-13)」に付せられた【参考意見】について、以下のように対応している。 【参考意見】

自己点検・評価及び認証評価の結果を反映するため、教育研究及び大学運営の改善・向上につながる法人運営と学校運営の連携をより密にする仕組み作りが望まれる。

【対応状況】

法人運営と学校運営の連携を密にする仕組みとして、中期計画の進捗を法人・教学ともに確認するPDCA会議を設け、各事業のPDCAの確実な稼働と中期計画の推進管理を行っている。

3 申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

☒ 申請の日前五年以内において次の①～③のいずれにも該当しない。

- ① 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。
- ② 財政状況が健全でなくなったこと。
- ③ 上記のほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。

注) 教学マネジメント指針に示された情報公表に係る事項の例

各授業科目における到達目標の達成状況／学位の取得状況／学生の成長実感・満足度／進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）／修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率／学修時間／「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況／卒業論文・卒業研究の水準／アセスメントテストの結果／語学力検定等の学外試験のスコア／資格取得や受賞、表彰歴等の状況／卒業生に対する評価／卒業生からの評価／入学者選抜の状況／教員一人あたりの学生数／学事暦の柔軟化の状況／履修単位の登録上限設定の状況／授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）／早期卒業や大学院への飛び入学の状況／**FD・SD** の実施状況／**GPA** の活用状況／カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況／ナンバリングの実施状況／教員の業績評価の状況／教学 **IR** の整備状況 等